

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第11条中「令和45年7月13日」を「令和45年7月9日」に改める。

別紙 1 - 2、別紙 1 - 4 を次のとおり改める。

**別紙1-2**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

## (2) 工事の箇所

香川県坂出市

## (3) 工事方法

## (イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4,120 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日          平成    29年    9月    1日

②工事の完成予定年月日      令和    7年    3月    31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,752 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          ー    百万円)(消費税込み)

**別紙1-4**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

## (2) 工事の箇所

愛媛県今治市

## (3) 工事方法

## (イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

(4) 工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日      令和    2年    5月    1日

②工事の完成予定年月日      令和    11年   3月   31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

214 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                      205 百万円)(消費税込み)



別紙 3 を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	9,152 百万円
R 1	7,016 百万円
R 2	11,768 百万円
R 3	8,348 百万円
R 4	59,406 百万円
R 5	12,988 百万円
R 6	9,209 百万円
R 7	8,854 百万円
R 8	8,743 百万円
R 9	7,371 百万円
R 1 0	7,315 百万円
R 1 1	7,048 百万円
R 1 2	7,188 百万円
R 1 3	6,997 百万円
R 1 4	7,056 百万円
R 1 5	6,994 百万円
R 1 6	6,862 百万円
R 1 7	6,785 百万円
R 1 8	6,630 百万円
R 1 9	6,439 百万円
R 2 0	6,610 百万円
R 2 1	6,459 百万円
R 2 2	6,862 百万円
R 2 3	6,829 百万円
R 2 4	6,772 百万円
R 2 5	6,399 百万円
R 2 6	6,660 百万円
R 2 7	6,285 百万円
R 2 8	6,381 百万円
R 2 9	6,597 百万円
R 3 0	6,847 百万円
R 3 1	6,561 百万円
R 3 2	6,658 百万円
R 3 3	7,260 百万円
R 3 4	7,521 百万円
R 3 5	7,724 百万円
R 3 6	7,472 百万円
R 3 7	7,659 百万円
R 3 8	7,551 百万円
R 3 9	7,428 百万円
R 4 0	7,253 百万円
R 4 1	7,509 百万円
R 4 2	7,433 百万円
R 4 3	7,355 百万円
R 4 4	7,785 百万円
R 4 5	2,185 百万円

(注 1) 平成 1 8 年度から令和 2 年度までは実績値を、令和 3 年度は実績見込値を記載している。

(注 2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	13,376 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画



本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	8 百万円
R 3	302 百万円
R 4	431 百万円
R 5	1,084 百万円
R 6	148 百万円
R 7	0 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円
R 4 2	0 百万円
R 4 3	0 百万円
R 4 4	0 百万円
R 4 5	0 百万円

(注1) 平成29年度から令和2年度までは実績値を、令和3年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

## 別紙6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

# 道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり 面構築物等分	うち橋梁・トンネル 等分	
H18	( 58,545 百万円 ) 60,704 百万円	( 2,489 百万円 ) 2,597 百万円	( 47,289 百万円 ) 49,340 百万円	( 4,629 百万円 ) 4,830 百万円	( 42,660 百万円 ) 44,510 百万円
H19	( 57,759 百万円 ) 60,308 百万円	( 2,450 百万円 ) 2,577 百万円	( 46,542 百万円 ) 48,964 百万円	( 4,556 百万円 ) 4,793 百万円	( 41,986 百万円 ) 44,171 百万円
H20	( 54,980 百万円 ) 56,415 百万円	( 2,311 百万円 ) 2,382 百万円	( 43,902 百万円 ) 45,266 百万円	( 4,298 百万円 ) 4,431 百万円	( 39,604 百万円 ) 40,835 百万円
H21	( 37,795 百万円 ) 37,631 百万円	( 1,451 百万円 ) 1,443 百万円	( 27,577 百万円 ) 27,421 百万円	( 2,700 百万円 ) 2,685 百万円	( 24,877 百万円 ) 24,736 百万円
H22	( 37,196 百万円 ) 38,520 百万円	( 1,421 百万円 ) 1,473 百万円	( 27,008 百万円 ) 27,978 百万円	( 2,644 百万円 ) 2,739 百万円	( 24,364 百万円 ) 25,239 百万円
H23	( 37,523 百万円 ) 45,129 百万円	( 1,572 百万円 ) 1,990 百万円	( 27,087 百万円 ) 34,275 百万円	( 2,093 百万円 ) 2,649 百万円	( 24,994 百万円 ) 31,626 百万円
H24	( 40,644 百万円 ) 48,011 百万円	( 1,777 百万円 ) 2,181 百万円	( 30,655 百万円 ) 37,618 百万円	( 2,367 百万円 ) 2,904 百万円	( 28,288 百万円 ) 34,714 百万円
H25	( 39,461 百万円 ) 48,943 百万円	( 1,712 百万円 ) 2,232 百万円	( 29,537 百万円 ) 38,499 百万円	( 2,280 百万円 ) 2,972 百万円	( 27,257 百万円 ) 35,527 百万円
H26	( 46,375 百万円 ) 47,677 百万円	( 2,073 百万円 ) 2,144 百万円	( 35,812 百万円 ) 37,043 百万円	( 2,762 百万円 ) 2,857 百万円	( 33,050 百万円 ) 34,186 百万円
H27	( 44,210 百万円 ) 49,086 百万円	( 1,954 百万円 ) 2,218 百万円	( 33,734 百万円 ) 38,346 百万円	( 2,594 百万円 ) 2,946 百万円	( 31,140 百万円 ) 35,400 百万円
H28	( 44,264 百万円 ) 48,948 百万円	( 1,957 百万円 ) 2,209 百万円	( 33,841 百万円 ) 38,219 百万円	( 2,600 百万円 ) 2,934 百万円	( 31,241 百万円 ) 35,285 百万円
H29	( 43,834 百万円 ) 49,927 百万円	( 1,917 百万円 ) 2,254 百万円	( 33,171 百万円 ) 38,927 百万円	( 2,546 百万円 ) 2,988 百万円	( 30,625 百万円 ) 35,939 百万円
H30	( 45,753 百万円 ) 50,104 百万円	( 2,025 百万円 ) 2,263 百万円	( 34,967 百万円 ) 39,161 百万円	( 2,684 百万円 ) 3,000 百万円	( 32,283 百万円 ) 36,161 百万円
R1	( 45,167 百万円 ) 51,606 百万円	( 1,993 百万円 ) 2,330 百万円	( 34,494 百万円 ) 40,375 百万円	( 2,643 百万円 ) 3,087 百万円	( 31,851 百万円 ) 37,288 百万円
R2	( 45,485 百万円 ) 38,939 百万円	( 1,994 百万円 ) 1,630 百万円	( 34,550 百万円 ) 28,303 百万円	( 2,642 百万円 ) 2,163 百万円	( 31,908 百万円 ) 26,140 百万円
R3	( 37,685 百万円 ) 38,411 百万円	( 1,565 百万円 ) 1,604 百万円	( 27,114 百万円 ) 27,858 百万円	( 2,073 百万円 ) 2,129 百万円	( 25,041 百万円 ) 25,729 百万円
R4	32,904 百万円	1,304 百万円	22,651 百万円	1,731 百万円	20,920 百万円
R5	31,151 百万円	1,209 百万円	20,993 百万円	1,605 百万円	19,388 百万円
R6	56,707 百万円	2,600 百万円	45,158 百万円	3,452 百万円	41,706 百万円
R7	56,421 百万円	2,584 百万円	44,888 百万円	3,431 百万円	41,457 百万円
R8	55,883 百万円	2,555 百万円	44,379 百万円	3,392 百万円	40,987 百万円
R9	55,649 百万円	2,542 百万円	44,158 百万円	3,375 百万円	40,783 百万円
R10	54,736 百万円	2,493 百万円	43,294 百万円	3,309 百万円	39,985 百万円
R11	54,203 百万円	2,464 百万円	42,790 百万円	3,271 百万円	39,519 百万円
R12	53,594 百万円	2,430 百万円	42,215 百万円	3,227 百万円	38,988 百万円
R13	53,193 百万円	2,409 百万円	41,835 百万円	3,198 百万円	38,637 百万円
R14	52,578 百万円	2,375 百万円	41,254 百万円	3,153 百万円	38,101 百万円
R15	51,960 百万円	2,341 百万円	40,670 百万円	3,109 百万円	37,561 百万円
R16	51,191 百万円	2,300 百万円	39,942 百万円	3,053 百万円	36,889 百万円
R17	50,854 百万円	2,281 百万円	39,624 百万円	3,029 百万円	36,595 百万円
R18	50,117 百万円	2,241 百万円	38,927 百万円	2,975 百万円	35,952 百万円
R19	49,450 百万円	2,205 百万円	38,296 百万円	2,927 百万円	35,369 百万円
R20	48,765 百万円	2,168 百万円	37,648 百万円	2,878 百万円	34,770 百万円
R21	48,508 百万円	2,154 百万円	37,405 百万円	2,859 百万円	34,546 百万円
R22	47,607 百万円	2,104 百万円	36,554 百万円	2,794 百万円	33,760 百万円
R23	47,149 百万円	2,080 百万円	36,120 百万円	2,761 百万円	33,359 百万円
R24	46,764 百万円	2,059 百万円	35,756 百万円	2,733 百万円	33,023 百万円
R25	46,568 百万円	2,048 百万円	35,571 百万円	2,719 百万円	32,852 百万円
R26	45,929 百万円	2,013 百万円	34,967 百万円	2,673 百万円	32,294 百万円
R27	45,419 百万円	1,985 百万円	34,485 百万円	2,636 百万円	31,849 百万円
R28	45,075 百万円	1,967 百万円	34,159 百万円	2,611 百万円	31,548 百万円
R29	44,822 百万円	1,953 百万円	33,920 百万円	2,593 百万円	31,327 百万円
R30	44,300 百万円	1,924 百万円	33,427 百万円	2,555 百万円	30,872 百万円
R31	43,520 百万円	1,882 百万円	32,689 百万円	2,499 百万円	30,190 百万円
R32	43,187 百万円	1,864 百万円	32,374 百万円	2,475 百万円	29,899 百万円
R33	42,910 百万円	1,849 百万円	32,112 百万円	2,455 百万円	29,657 百万円
R34	42,096 百万円	1,804 百万円	31,343 百万円	2,396 百万円	28,947 百万円
R35	41,425 百万円	1,768 百万円	30,708 百万円	2,347 百万円	28,361 百万円
R36	40,783 百万円	1,733 百万円	30,101 百万円	2,301 百万円	27,800 百万円
R37	40,268 百万円	1,705 百万円	29,614 百万円	2,264 百万円	27,350 百万円
R38	39,477 百万円	1,662 百万円	28,866 百万円	2,206 百万円	26,660 百万円
R39	38,823 百万円	1,626 百万円	28,248 百万円	2,159 百万円	26,089 百万円
R40	38,198 百万円	1,592 百万円	27,657 百万円	2,114 百万円	25,543 百万円
R41	37,730 百万円	1,567 百万円	27,214 百万円	2,080 百万円	25,134 百万円
R42	37,070 百万円	1,531 百万円	26,590 百万円	2,032 百万円	24,558 百万円
R43	36,611 百万円	1,506 百万円	26,156 百万円	1,999 百万円	24,157 百万円
R44	36,141 百万円	1,480 百万円	25,712 百万円	1,965 百万円	23,747 百万円
R45	2,532 百万円	5 百万円	85 百万円	7 百万円	78 百万円

(注1)平成18年度から令和2年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和3年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	(64,069 百万円) 69,060 百万円
R1	(63,889 百万円) 70,967 百万円
R2	(64,498 百万円) 57,307 百万円
R3	(57,536 百万円) 58,837 百万円
R4	53,541 百万円
R5	51,096 百万円
R6	74,980 百万円
R7	74,340 百万円
R8	73,661 百万円
R9	73,195 百万円
R10	72,318 百万円
R11	71,721 百万円
R12	71,054 百万円
R13	70,587 百万円
R14	69,813 百万円
R15	69,163 百万円
R16	68,547 百万円
R17	68,139 百万円
R18	67,347 百万円
R19	66,720 百万円
R20	66,152 百万円
R21	65,731 百万円
R22	64,993 百万円
R23	64,403 百万円
R24	63,854 百万円
R25	63,456 百万円
R26	62,692 百万円
R27	62,173 百万円
R28	61,601 百万円
R29	61,248 百万円
R30	60,520 百万円
R31	60,018 百万円
R32	59,466 百万円
R33	59,124 百万円
R34	58,460 百万円
R35	57,936 百万円
R36	57,441 百万円
R37	57,072 百万円
R38	56,430 百万円
R39	55,923 百万円
R40	55,446 百万円
R41	55,135 百万円
R42	54,478 百万円
R43	54,025 百万円
R44	53,555 百万円
R45	14,526 百万円

(注1) 平成18年度から令和2年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和3年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。



2 (1) へを次のとおり改める。

へ 利用規程

省令第2条第2項の規定に基づき、六会社が公告したETCシステム利用規程

2 (1) レの次に次のとおり加える。

ソ スマートインターチェンジ

地方公共団体が道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設が設置され、同号のETC通行車のみが通行可能なインターチェンジ

2 (4) の次に次のとおり加える。

(5) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

イ ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ただし、令和6年3月31日までの間において、ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表5に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ロ イの料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に機構に届出する。

4のうち、「令和45年7月13日」を「令和45年7月9日」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

## 特定更新等工事の内容

## 1. 工事の内容

### (1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

### (2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	10 キロメートル	8,918 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等)</li> <li>・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え</li> </ul>	8 キロメートル	12,143 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策</li> <li>・上記に付随する附属物の補修、取替え</li> </ul>	66 箇所	4,948 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,717百万円
R 4	4,131百万円
R 5	2,279百万円
R 6	2,223百万円
R 7	2,813百万円
R 8	3,167百万円
R 9	2,395百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和2年度は実績値を、令和3年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 4年 3月 25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 渡邊 大樹

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 酒井 孝志